

< 論文 >

「地方創生」と博物館 Local creation and museums

菅 根 幸 裕

要旨

平成30年3月、文部科学大臣は、中央教育審議会に公民館・図書館・博物館の所轄を教育委員会から首長部局への移転の可能性について諮問した。中央教育審議会は同年7月9日、特例としてこれを認めるとする答申を行った。一方、平成30年4月21日、政府の未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」第4回会合で、文化庁は「アート市場活性化に向けて」という発表を行い、この中でリーディング・ミュージアムの検討を明らかにした。これはアート市場活性化の役割を美術館や博物館にも担ってもらうというもので、このリーディング・ミュージアムに指定された美術館や博物館には国から補助金が交付され、学芸員を増やすという優遇措置がされるという内容である。聞こえは良いが、実際にはミュージアムが資料をオークションに売却する構造が示され、その売却のために展覧会などの活動が使われるというものである。結果として学芸員が美術市場に関与する必要が生じ、そのために学芸員は「残すべきもの」を見極める能力が必要ということになる。

博物館の観光利用による地域活性化が提唱されて以来、様々な変動が起きている。前述の博物館の管轄が首長部局移転すれば、博物館は観光施設として営利活動を行うことを余儀なくされるであろう。一方、リーディング・ミュージアムは、美術館・博物館の自活促する有効な手段であると解釈することができる。よって、博物館の生き残りのためには、生涯学習施設・教育的配慮などは等閑にならざるを得ないという結論になる。簡単に言えば、これからの博物館活動の基準は「資金稼ぎ」になってしまうのである

キーワード 文化庁・文化財・博物館・地方創生・地域経済・観光立国

はじめに

「平成30年度文化庁予算の概要」の表紙には以下の文言が総表の上に大きく書かれている。

◇社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換◇

～新・文化庁元年 創設50年・文化庁は変わります～

ここでいう経済価値とは、本文には明確にされていないが「文化財で稼ぐ」という観念ことであろう。そして、平成30年10月から「稼ぐ」文化庁の傘下に入る博物館にも、この「稼ぐ」が適用されるのであろう。

博物館、特に地域博物館の疲弊が叫ばれてから長い年月がたっている。地域の人口が少なくなれば当然税収も減る。地方行政の改革は当然のことで、それはかつて税収の好調な時に、いたずらに建築してしまったハコモノの整理が第1とならざるを得ない。行政は前例を基本とし支出の削減を奨励する。公務員の功績はこの二大原則に即したものでなければならない。よって博物館と文化財が犠牲となる。地域史や文化財は人を直截的に幸福にしてくれないが、インフラ整備や福祉は確実に地域住民に幸せを約束するものである。地域博物館の設置により、自治体のコレクション不足を地域の特性を活かして特化することでカバーするしかなかったのである。近年博物館をとりまく環境は大きく変化した。「観光立国」と「地方創生」が推進され、博物館の観光施設化と指定管理者制度を基軸とした自己採算が強く求められるようになった。その結果、博物館学芸員の業務は激増したが、自治体の前例維持の原則から予算は増加せず、もちろん学芸員が増員されるわけではない。そのため学芸員の職務環境は悪化する一方となった。言い換えれば、逆境の中でも学芸員はより良い展示を追求し、地道な普及活動に努力しているのに、自治体はそうしたソフトの面を理解せず、ハードのランニングコストばかりを気にして予算削減を繰り返しているのである。しかも、上記の一連の流れから費用対効果を求めるべき施設でない

にもかかわらず、展示を中心とする教育・普及活動の増加を命じ、入館者数のみが正義となっているのが現状である。

本論はこの「地方創生」と「文化財行政」着目し、その中での博物館の姿を考察することが目的である。日本政府が進める「観光立国」政策はインバウンドを中心にしたものであるが、2020年のオリンピック・パラリンピック開催決定後、急激に推進されている。そしてこの「観光立国」は「地方創生」とセットになっている。各自治体もこれに応え、我れ先に独自の「観光」ビジョンと「地方創生」プランを出している。博物館、特に公立の地域博物館は、この流れにどのように対応すべきなのであろうか。

1. 急速な観光立国政策と博物館

(1) 国立歴史民俗博物館長久留島浩の発言をめぐって

2017年7月29日、千葉県鎌ヶ谷市中央公民館で第5回「地域史惣寄せ」が開催された。この研究会は、日本近世史の研究者を中心に地域史研究のありかたを討論するものであったが、その記念講演会における国立歴史民俗博物館長久留島浩の発言は、地域博物館関係者にとって刺激的なものであった。久留島は「地域社会が衰退して地域の歴史文化を次世代に引き継げなくなっている。しかし文化財保護法の改訂などの委員会資料には、文化財の確実な継承とともに衰退した地域経済の活性化に文化財を活用することを中心に述べられている。このように前文では継承を標榜しながら、実は政府の観光立国政策に準じた活用がメインとなっている」

多くの出席者はこの発言に触発され、文化財を「守る」・「つなげる」ことに地域博物館の使命であることを再確認したうえで、文化庁に対する批判を繰り返した。もちろん「守る」・「つなげる」は文化財行政の根本論理である。ではその「守る」・「つなげる」のための財源の確保はどうなるのか？そうした地域経済とリンクした考察は、学問として下品で不必要なものなのか？筆者はいくつかの自治体の文化財審議委員会の委員をさせていただいているが、委員会で

は、新しい文化財の指定ばかりが議題となり、文化財の保護と地域活性及び地方創生のリンクとという問題が議論されたことはないし、筆者がこの点を発言しても反応がない。他の委員も教育委員会の職員も興味がないのである。地域経済の活性化と地方創生は、教育委員会の関与するものではなく、首長部局の仕事と勘違いしているのである。前述したように、「観光」をメインとした国家政策が活性化し、文化庁もこの傘下で様々な事業を展開している。これに地方自治体の財政再建と「地方創生」がかかわってくる。そのような中で博物館、特に公立の地域博物館はどうしたらよいのか？

(2) 近年の文化財行政の変化と博物館

久留島が最も問題視したのは2015年11月20日のUNESCO（国際連合教育科学文化機関）の出した「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」である⁽²⁾。経済的にも政治的にも大きな変化が、ミュージアムの役割と多様性に影響を及ぼしていることを考慮し、有形無形の文化遺産や自然遺産のためのミュージアムとコレクションの役割、及び、その他の役割や責任に言及した既存の基準や原則によって規定されている保護が、さらに強化されることを強く望んだものとしている。この、UNESCOの勧告は、様々な利害関係者に向けて原則や政策指針を提示している

この中から重要と思われる条文をあげてみよう。下線部は特に注意したい文言である。

2. ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

3. この勧告は加盟各国に、ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要

性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

14. 加盟各国は、ミュージアムが社会において経済的な役割を演じることや、収入を生む活動に貢献しうることを認識すべきである。加えて、ミュージアムは、観光経済に関係して、所在地周辺の地域社会や地方のクオリティ・オブ・ライフに貢献するような生産的な事業を行っている。より一般的には、ミュージアムはさらに、社会的弱者の社会的包摂を増進することもできる。
15. 収入源を多様化し、持続性を高めることを目的として、多くのミュージアムは、自ら進んで、あるいは必要に迫られて、収入を生み出す活動を増やしてきている。加盟各国は、ミュージアムの主要機能を損ねてまで、収入の創出に高い優先度を与えるべきではない。加盟各国は、ミュージアムの主要機能は、社会にとって何よりも重要なものであり、単なる財政的価値には換算しえないことを認識すべきである。

* 数字はUNESCOが付けた条文番号

この中で気になるのは、経済支援という文言が繰り返し出現することである。言い換えればミュージアムによる経済効果を重視しているのである。例えば第2条のミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

とあるが、ここでミュージアムが経済発展に支援する場として、文化産業や創造産業と観光を示している。これらを通じて利益をあげろということである。文化産業・創造産業とは、いわゆるメセナの意味ではなく、美術品等資料の流通が生み出す利益を意味するもので考えられる。それは、第3条の創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。の条文でより具体的になっている。コレクションをミュージアムの属性としてみるのではなく、連携しあう別々の要素として捉

え、コレクションは時に流動することを容認するものである。

第14条の、ミュージアムが社会において経済的な役割を演じることや、収入を生む活動に貢献しうることを認識すべきである。加えて、ミュージアムは、観光経済に関係して、所在地周辺の地域社会や地方のクオリティ・オブ・ライフに貢献するような生産的な事業を行っている。は第2条の内容をエスカレートさせたものである。収入を生む活動として観光事業があげられ、観光を通じて地域活性化に貢献することを明示しているのである。

繰り返し「観光経済」という用語が使われるのは、博物館を生涯学習施設ではなく観光施設ととらえていることを示している。ただし観光の指標は人数、すなわち量であり質ではない。博物館に置き換えれば入館者数のみが正義ということになってしまう。営利追求を是とする「観光」と、生涯学習施設であるはずの博物館がどのようにして結びついていくべきなのであろうか？と疑問がわくところである。言いうもでもなく博物館法第2条は、博物館活動への教育的配慮の必要をあげているが、そのために、観光の要素が阻害されるならば、どちらを優先すべきなのであろうか。

(3) 文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDP）について

日本でも2016年4月13日に「文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDPの拡大）」が文化庁から発表された⁽³⁾。その方向性1として「インバウンドの増加・地域の活力の創出」が出され、地方創生に資する地域の文化芸術資源の掘り起こしが提唱された。

さらに、方向性3として「文化財で稼ぐ」力の土台の形成」が出され、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」（仮称）を年内に策定し、「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」等を通じて、「文化財」を観光資源として開花させる。文化財の解説の多言語化等を通じた、我が国の文化・歴史を体現する文化財の価値・魅力の効果的発信

・文化財の適切なサイクルによる修理、建造物等の美装化、文化施設の機能強

化による雇用創出とともに観光客を魅了する環境の充実等をはかり、数値目標：2020年までに日本遺産をはじめ、文化財を中核とする多様な「稼ぎ方」を可能とする観光拠点を全国200拠点程度整備といった内容が発表された。その成功例として、福島県の大内宿があげられ、地域の文化財の一体的整備を計画的に行い観光中心の産業構造へ転換し、観光客が20年間で100万人増加したと称賛している。そして投資リターンを見据えた文化財修理・整備の拡充と美装化が必要であるとしている。例えば姫路城天守の大規模改修・総事業費は30億円かかったが、観覧料収入は2.9億円（H26）→18.7億円（H27）となったとしており、その経済効果を示している。とにかく「文化財を直してやるからその後は公開し、その分稼いで元を取れ、という方針が」鏝められている

この段階ではまだ建造物を中心にした例示であったが、やがて美術工芸品も対象となることは想定された。それが冒頭で述べたリーディングミュージアムである。

周知のように1997年に文化庁長官裁定として「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」が出され、「我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないように保存について細心の注意を払わなければならない。このため、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たっては、この要領に基づき適切な取扱い等を行うことにより、公開と保存の調和を図る必要がある。」とし、「原則として公開回数は年間2回以内とし、公開日数は延べ60日以内とする。」などが示され、博物館などで文化財を取り扱う絶対的なガイドラインとしての役割を果たしていた。しかし、「文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDPの拡大）」は、このガイドラインに影響を与える可能性を示唆していた。言い換えれば、文化財の保護のための絶対的な数値が、文化財の公開を優先させるために揺らいでしまう危惧が生じたのである。そしてそれは2018年6月8日の文化財保護法及び地方行政の組織運営に関する法律の一部改正となって現実化したのである。⁽⁴⁾

さらに、地方公共団体における文化財保護の事務が、教育委員会ではなく、条例改正により地方公共団体の長が担当できるようになった。これは文化財を

活用しやすく、具体的には文化財で稼ぐ可能性を示すものである。まさしく「稼ぐ文化庁」の狙い通りだが、問題は国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の改定案が同時に出されたことである。⁽⁵⁾

この案では、原則は延べ60日までの公開としながら、特別な事情がある場合は延べ100日に拡大されたことである。公開しやすく、言い換えれば「みせる期間」を伸ばすことによる経済効果を目的としたものである。

(4) 文化財審議会企画調査会の設置

2017年5月19日、文化審議会文化財分科会として企画調査会を設置にした。報告提出は11月を目指すという性急なものである。⁽⁶⁾

設置の趣旨は

- (1) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策
- (2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財行政の新たな展開
- (3) 文化財を確実に継承するための環境整備
- (4) その他

であり(3)の中に「美術館・博物館の機能強化と基盤整備」が盛り込まれた。また設置の理由の中に「(文化財は)地域振興、観光振興等を通じて地方創生や地域経済の活性化にも貢献することが期待されています」とあり、最初から文化財で稼いで国の根幹政策である「地方創生」に寄与し、経済活性の一躍を担わせる気が満ちていることが表われている。

第1回の審議は6月1日に持たれた。

2017年6月30日、この文化審議会文化財分科会企画調査会(第3回)が持たれ参考資料として「経済財政運営と改革の基本方針2017(2017年6月9日閣議決定)」のうち文化庁関係の抜粋が配布された。その内容は以下のとおりである。⁽⁷⁾

- ① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備
 - ・我が国の誇る文化ストックの継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、民間部門の創意工夫により新たな需要の創出を図りつつ、

文化芸術産業の経済規模（文化GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大するため、関係省庁の連携により「文化経済戦略（仮称）」を本年中に策定する。

- ・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。

問題はここで唐突に「学芸員」という名称が出されていることである。これでは、学芸員が単なる文化財担当職員であるかのような印象である。そして博物館については、「文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備をはかり博物館・美術館を置く」とあるが、推進すべき施策の中では「博物館等の役割強化」の一文があるのみである。この「中間まとめ」の中心は、地域で継承されている未指定も含めた文化財に民間の収益事業なども組み合わせた計画を作成することで、文化財保護から総合的な保存活用の支援へ転換を提案しているのである。そして周辺環境なども含め総合的に保存活用する基本計画を市町村が作成するとしている。国が計画を認定し、補助や税制優遇措置などの支援を行う方向で検討するというものである。さらに、「民間による観光関連事業なども組み合わせ、収益を保全に充てることで、地域の文化や伝統の自立的な継承につなげる」としている。確かに現行法では、国が指定した文化財の修理・公開を所有者の責任で行い、国はその費用を補助したり現状変更を許可したりするにとどまっている。その結果所有者の負担が重く、維持管理が不十分な場合も少なくない。近年の過疎化や少子高齢化に伴い、文化財を継承してきた地域コミュニティの衰退が懸念され、文化財を維持管理する担い手の確保や周辺環境の保全は課題である。2004年に文化財保護法が保護対象を文化的景観に拡大して改正してから14年ぶりの改定であり、現行法は文化財の指定・登録や変更の手続きを定めているが、活用するための施策は盛り込まれておらず、これは文化財保護法成立以来の抜本的な改正となった。⁽⁸⁾ この背景に、内閣府主導の「観光（立国）」「地方創生」があり、こうした経済政策が正面から文化

財にテコ入れをしてきたのである。そのため、文化庁は6月に審議を始め、8月に中間まとめ、11月に報告というハードスケジュールを負わなくてはならなかったであろう。

(5) 文化財行政の背景にあるもの

こうした文化財保護法の改定を推進する一方、2017年6月22日、文化庁で「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」が持たれ、その中で「美術館・博物館の役割」として「社会・地域において経済的な役割を担いうることや、収入を生む活動に貢献することを認識することが重要である。観光、経済活動に関係して、地域社会や地方の質の高い豊かな生活に貢献するような取組が行われるよう、これまでの文化財に係る保存・継承に係る政策と関連分野と緊密に連携しながら総合的に推進する必要がある」という議論がなされた。⁽⁹⁾

国は、このように「文化財で稼げ」をひたすら推進しているのである。しかも性急に、そして強引に、なぜであろう。この裏には政府に独自の「観光立国」論を提言し続けているデービット＝アトキンソンの影響がある。経済アナリストであるアトキンソンは、少子高齢化が進む日本の財政改善には、インバウンドによる観光立国こそが有効な手段であるのに、観光の環境が不備であること、文化財の活用ができていないことを非難する。出身のイギリスの文化財政策を賞賛し、日本の博物館には「体感」が無いと指摘している。⁽¹⁰⁾

確かに日本政府観光局（JNTO）によると、世界各国・地域への外国人訪問者数（2014年上位40位）で、日本は世界で22位、アジアで7位と、世界で1位のフランスに大きく差がついている。こうした状況について、具体的な数値を並べ「伝統文化を守る金は伝統文化で稼げ」という彼の提言に誰も反論できていないのである。確かに経済学の立場から見ればアトキンソンの指摘は的確な部分も少なくないし、営利を優先することだけに終始して、インバウンドに「とにかく公開しろ」という極端な理論は、政府の方針と見事に合致する。経済効

果を求めるだけなら、日本型観光はインバウンドには通用しないかもしれないが、開帳と巡礼、そして名所と名物はそれも日本の伝統文化なのである。アトキンソンのいう「ボロボロな建物」も、神社なら遷宮して建て替えばよいことで、伝えることと伝えなくても良いことを日本人は自分で判断してきたのである。他国文化を受容しながら自国文化として組み直し、すぐに変化する。それでよいのである。明治以前には各地に個々の文化があり、言語があったものを近代以降西欧化して一元化したことは事実だし、現代の文化財行政が腐敗した補助金主義であることも間違いない。だが文化財である前にそれぞれの存在の意味があり、ただ観せることがそぐわない材質もあるがために秘仏開帳の観念が文化として成立していたのである。インバウンドにはそれも含めて日本文化を体感してもらいたいと考えるものである。アトキンソンは政府の行政改革推進会議歳出改革ワーキンググループ構成員、文化庁日本遺産審査委員、迎賓館アドバイザー、二条城特別顧問、日本政府観光局（JNTO）特別顧問などを務める。これからも彼の信奉者は増加し、その主張のもとに文化財も財政再建の一要素として公開第一主義は徹底したものになるであろう。この流れは止められない。その中で博物館はどうしたらよいのか。

（6） 地域博物館と文化庁

1960年代、高度成長に乗り地方自治体が多くの中立博物館を開設した。地域に密着した博物館は、国立の大規模な博物館と異なり、地域史の解明、地域文化の向上、地域の環境保全など地域に根ざした博物館活動を行ってきた。1980年代以降、こうした地域博物館を地域活性化の一つにしようとする考えが各地で生まれてきた。これ同時に博物館の機能は大幅に拡大され、博物館を地域活性化のコアとして位置付けるケースも増えた。ところがバブルがはじけ、地方自治体の財政が悪化し、冒頭で述べた冬の時代が到来したのである。そうした中、2016年2月、文化庁が実施している「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」では、支援対象とする地域博物館のあり方を以下のように

分類している。⁽¹¹⁾

(1)地域とともにある美術館・歴史博物館 (2)地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館 (3)人材育成に貢献する美術館・歴史博物館 (4)新たな機能を創造する美術館・歴史博物館。

特に地域博物館と関連する(1)(2)について詳しくみてみよう。

(1) 地域とともにある美術館・歴史博物館

取組によって目指そうとする、地域における美術館・歴史博物館の在り方(連携先や役割)について、特色が明確なものが対象となります。

①地域との共働による地域文化活動 ②地域へのアウトリーチ活動 ③ボランティア交流 ④その他、地域とともにある美術館・歴史博物館に資する事業

(2) 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館取組によって目指そうとする、国際的な文化の交流・発信の拠点としての美術館・歴史博物館と地域の在り方について、特色が明確なものが対象となります。①外国人利用のための環境整備(展示案内の多言語化、外国語版カタログ刊行等)②国際会議の招致・開催③海外の美術館・歴史博物館との交流(学芸員の招へい・派遣等)④その他、地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に資する事業

一方2017年に入ると文化芸術振興費補助金(地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業)の公募も行っているがほぼ同様である。⁽¹²⁾

地域博物館の機能を重視する(1)に対し、(2)に入るとグローバル・国際・外国人・海外と言った文言が急に出現する。本音は(2)で、インバウンド用に地域博物館も変化するように求められている。すなわち「観光」である。

2 地方創生と博物館

国の地方創生に関する総合戦略では、以下の基本目標をあげている。

1 地方における安定した雇用を創出する

- 2 地方への新しいひとの流れをつくる
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

博物館はこの中で4に該当しよう。

また、国は「まち・ひと・しごと創生」の政策5原則を掲げており、各自治体においてもこの5原則を踏まえて、地方創生政策を立案している。それは(1) 自立性 (2) 将来性 (3) 地域性 (4) 直接性 (5) 結果重視、である。この中で博物館は (3) 地域性 (4) 直接性に関連すると考えられる。以下は筆者が関係する博物館を保有する自治体の様子からみてみたい。

(1) 千葉県茂原市の場合

最初に紹介するのは、平成28年9月に策定された、千葉県茂原市の地方創生事業計画「茂原市まち・ひと・しごと創の中での博物館の項目である。⁽¹³⁾

国の指標に合わせて茂原市は、「地域資源を活かした交流人口の拡大」をかね、「本市の自然豊かな環境を活用するとともに、茂原七夕まつり、茂原公園及び六斎市といった歴史的・文化的な景観・イベントなど観光資源のブラッシュアップにより、住民の交流の場の拡大を図ります。あわせて、長生地域観光連盟や中房総観光推進ネットワークを基軸とした地域間連携を図りながら、広域観光ルートの整備およびタイムリーかつ効果的な情報発信に努め、交流人口の拡大を促進します。」としている。その中の細項目「多世代が行き交う公園としての再生計画の策定と改修」として博物館の所在する茂原公園について以下の項目をあげている。この公園について、市役所内の担当は以下のように分かれている。公園の整備都市政策課、公園内のイベントは観光課・そして博物館（正式には「美術・郷土資料館」）は本来教育委員会であるが、教育委員会は「茂原市まち・ひと・仕事創」に入っておらず、この計画でもどこかに博物館を入れなければならないのでここにした、という感覚である。

- ・ 茂原公園の桜の再生
- ・ イベントの開催による交流の場の創出
- ・ 茂原公園での芸術空間の演出
- ・ 来場者向け休憩スペースの設置
- ・ **茂原市立美術館・郷土資料館のPR強化**

すなわち、博物館は公園の一部として考えられ、公園へ人を呼ぶための施設としての価値しか認められていないのである。

一方文化財はどうか？文化財について書かれている項目は「まちの魅力の発信」のである。すなわち「地域の景観や文化財、各種イベントなどの魅力発信やブラッシュアップとともに、観光ガイドブックや圏央道沿線の主要施設を活用したシティプロモーションの展開により市内外への情報発信力を強化します。また、国際化の推進や多文化共生の推進とあわせ、本市を訪れるあらゆる人々の情報収集等の利便性向上に向けた、伝達手段の強化を図ります。」としている

具体的には

- ・ 安心安全地図情報システムの構築【再掲】
- ・ 地域の景観資源の整備と情報発信
- ・ **地域の文化財の整備と情報発信**
- ・ 地域イベントの支援と情報発信

となっている。これらには、総務課・都市計画課・生涯学習課・生活課がかかわるとしている。なぜか観光課が入っていない。博物館・文化財共に軽微に取り扱われ、それぞれ別々の項目で取り上げられてしまっており、関連性がない。文化財が、景観・イベントとともに観光の一要素として並列するのは喜ばしいが、なぜ項目が分離しているのでしょうか？答えは簡単である。単なる日常業務の分離である。筆者はこの茂原市の文化財審議委員であるが、こうした博物館と文化財行政の分離について発言を重ねているのは筆者だけである。なぜ両者は分離して取り扱われなくてはならないのか？文化財審議会と博物館協

議会の交流がなぜないのであるか？博物館は博物館、文化財は文化財として単体として取り扱うのは茂原市だけではなく、筆者が委員として参加していた幾つかの自治体で共通にみられることである。まずここを考え直さなければならぬ。創生計画から本来博物館や文化財を所轄するはずの教育委員会が外されているのは、経済効果をもたらす機関ではないとするためであろう。

(2) 千葉県船橋市の場合

次は平成28年3月に策定された千葉県船橋市の「船橋市 まち・ひと・しごと創生」である。⁽¹⁴⁾ 茂原市と全く同じタイトルであるが、前述の茂原市の人口が平成25年に89,000人であるのに対し、船橋市は同時期に政令指定都市以外では日本一の650,000の人口をほこり、経済政策のプランニングも基本的に異なることをおことわりしておく

さて「船橋市 まち・ひとしごと創生 まち・ひとしごと創生」では基本目標として「行ってみたい魅力があふれるまち・船橋【魅力の創生】」をかけた、施策1として「船橋に行ってみたいと思う魅力の情報発信」をあげている。具体的には、

戦略観光入込客数1,415,484人(H26)⇒2,000,000人

とし、人気上昇している「ふなばしアンデルセン公園」や、平成29年に7月にリニューアルオープンした「ふなばし三番瀬海浜公園」への来場者増加や、市の魅力を高める施策の推進により、現状から約40万人の増加を目指す。船橋アリーナで開催する千葉ジェッツホームゲームの平均観客動員数2,096人(H26)⇒4,500人本市への来訪者増加と、年間約9億円と試算される千葉ジェッツによる県内への経済波及効果の増進を目指す。」

「本市は、トリップアドバイザーのテーマパーク部門で国内3位、アジア10位(2015年)に選定された「ふなばしアンデルセン公園」をはじめ、都心から一番近い潮干狩り場として人気の「ふなばし三番瀬海浜公園」や、集客力のある臨海部の大型商業施設、歴史的・文化的遺産など数多くの地域資源を有して

いる。これらの様々な魅力を市内外に効果的・戦略的に情報発信することにより、都市としてのイメージや知名度を高める。」というものである。

ふなばしアンデルセン公園は、ワンパク王国、メルヘンの丘、子ども美術館、自然体験、花の城の5つのゾーンからなる総合公園である。船橋市の姉妹都市デンマークのオーデンセで生まれた童話作家 H.C.アンデルセンの名前に由来し名付けられた。同公園には子供美術館があり、多くの小学生が利用する。ただし、潤沢な予算を持ちながら、学芸員は置かず、船橋市公園緑地課が、公益財団法人船橋市公園協会を指定管理者にしている。「船橋市美術館等運営委員会」の第議事録にもあるとおり、公園で遊んで、その流れの入館者がほとんどであり、美術館の鑑賞だけを目的とする例はほとんどないといってよい。⁽¹⁴⁾ その点愛知県岡崎市や島根県浜田市の子供美術館とは大きく性格が異なる。ちなみに船橋市では教育委員会所轄による市立美術館建築構想があり、船橋市美術館運営等検討委員会では、平成25年8月から2014年11月までの間、11回の討議のもとに船橋市の美術館のあり方及び運営等についての提言をまとめ、2015年2月9日、提言書提出式を行なった。本格的な美術館をロケーションの良い船橋駅近辺に設置するはずであったのである。⁽¹⁵⁾ ところが、平成30年7月現在、この美術館は着工されていない。教育委員会の説明によると、美術館が入るはずの建物が民間のもので、そのリニューアルが済んでいないからだという。提言から約3年半が経過している。何のための11回の委員会であったのか？実はこういう例を筆者はいくつか知っている。例えば神奈川県藤沢市は1987年に博物館建設準備担当を教育委員会生涯学習部に設置したが、いまだに博物館は設置されていない。平成10年には故服部清道氏収集資料約4万点が藤沢市に寄贈されたが、藤沢市は藤沢駅近くの市民ギャラリーで小規模展示を繰り返し、準備担当だよりを何回も発行しているが、いつ開館するのかめどもたっていない状況である。しかし、市民からはクレームが出ない。その後、藤沢市の財政も急に苦しくなった。クレームが出なければ財政悪化の中不便な土地にハコモノを建て非難を受けることもなからうと、あと回しにされ続け、20代だった準備

担当職員（学芸員）も間もなく定年を迎える有様である。藤沢市といえば文書館の先駆として有名であるが、博物館についてはこのような状況である。船橋市もこういう事態になりかねない

一方「三番瀬海浜公園」は都心から一番近い潮干狩り場として人気が高い。前述のように2018年7月1日、船橋市市政80周年を記念して、三番瀬海浜公園プール跡地が「ふなばし三番瀬環境学習館」が開館し「自然体験・環境学習の場」に生まれ変わったとなっている。管轄はアンデルセン公園と同じく船橋市公園緑地課が、公益財団法人船橋市公園協会を指定管理者にしている。学芸員は置かない。

ところで、船橋市は郷土資料館を持ち、また、同市立西図書館は千葉県内の郷土資料を数多く所有することで知られている。いずれも先進的なデジタルミュージアムを持ち、情報発信としては先進的なシステムを保有する。また、飛ノ台貝塚には飛ノ台史跡公園博物館があり、間接照明を駆使したユニークな博物館として有名である。郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館ともに専門職としての学芸員がいる。

しかし、「船橋市 まち・ひとしごと創生」では、「こども美術館」を含むア



ふなばし三番瀬環境学習館オープン
(広報ふなばし平成29年6月号より)

ンデルセン公園・「ふなばし三番瀬環境学習館」を含む三番瀬海浜公園はとりあげられても、郷土資料館・飛ノ台遺跡博物館、さらに新しく開設されるはずだった美術館は全く計画にのっていない。なぜであろうか？これは、アンデルセン公園

は900円（一般）、三番瀬環境学習館は400円（一般）という有料施設であるからに他ならない。すなわち文化財を生かし、その情報発信を観光に活用するのではなく、「感動」と「体験」を有料体験させ、収益を得る方を優先するという発想がもたらした結果であるといえよう。茂原市と同じ公園の中に博物館を設けているが、行政の扱いは全く異なる。都心に近い巨大都市船橋市と地方都市である茂原市の相違というよりも、観光施設として積極的に考える船橋市と、公園集客の要素はあるものの、生涯学習施設として考えている茂原市の相違であろう。船橋市のアンデルセン公園こども美術館も三番瀬環境学習館も公園緑地課が管轄していることも忘れてはならない。この2館には地域博物館の思想など存在せず、学芸員も配置せず、首長部局が管轄する観光施設の側面しか見いだせない。

しかし、入館者は郷土資料館や飛ノ台史跡公園博物館より、圧倒的にこども美術館と三番瀬環境科学館が多い。無料の知識より、有料の「感動」と「体験」を人々は選んでいるのである。

教育委員会が所轄している郷土資料館・飛ノ台遺跡博物館は、直接の「感動」も「体験」を得るのではなく、視覚中心の展示用社会教育施設であって、地方創生では観光のスポットになりえない、と船橋市が判断したのであろう。よく言えば、「棲み分け」の論理が一自治体の博物館の分類として中でできている。しかし、ところで、船橋市の地方再生計画には最初から「文化財」が存在しない。これが茂原市と大きく異なる点で、言い換えれば将来計画の中に文化財や地域博物館を入れていないのである。それよりも芸術による「感動」と、自然による「体験」であると言い切っている。たとえ高額な対価を払ってもこの2点で満足を得ることを人々が望んでいると見切っているのである。前述したアトキンソンの論理と、この船橋市の方針は同一の論拠で成立しており、それは博物館関係者としては首肯できないのであるが、この論理に対抗するものが見つからない。収集・保管・展示などといった綺麗ごとでは金が動かないことを否定できないからである。

おわりに

平成28年7月22日、千葉県総務部行政改革推進課は、見直し対象施設として99施設を選出した。その中に県立の博物館5館が「施設内容検討」となった。具体的には、千葉県立関宿城博物館・千葉県立房総のむら・千葉県立現代産業博物館・千葉県立中央博物館大利根博物館・千葉県立中央博物館大多喜城分館の5館である。

これに対し、平成29年11月15日、千葉県教育庁文化財課は以下のように対応した。

1. 県民満足度の向上を図るため、現状の分散型の施設配置を見直し、博物館機能の集約化を検討する。
2. 地域誌と特定テーマを扱う中央博物館大利根分館、同大多喜城分館、及び関宿城分館並びに産業技術をテーマとする現代産業科学館については、施設利用の活性化や施設運営の効率化の観点から、指定管理者制度の導入を検討するとともに、地元市町村づくりや活性化施策踏まえ、地元市町村への委譲の可能性を検討する。

1について、かつて千葉県が誇った県立博物館ネットワークを根底から否定するもので、収蔵スペース等の問題から全く現実的ではない。といえる。問題は集約化が機関だけで、資料については考えていないことである。

2については、すでに指定管理者制度を導入し、年間239,902人もの入館者がある千葉県立房総のむらは対象外となっている。ここだけは儲かるから、実際に管理する千葉県教育振興財団でも面倒をみようとするものである。あとは県出資財団では面倒をみず、実際指定管理制度導入は難しいから、地元へ押し付けようとしているのである。実は「今後の方針」として、大利根・大多喜城の2館は老朽化のためすぐに香取市・大多喜町に打診することが書かれている。財政規模や状況からこの2自治体が移譲を受けるとは考えられない。ではどうするのか？分館であるから廃止して本館に集約するのか？老朽化してもリニューアルする気がないので、移譲してしまえ、それでもだめならやめよう、

という本音が見えている。「見直し」という名の「撤廃」の実態なのである。これに対し、全く反対の声もなく、学芸員同士で対応を話し合った形跡もない。博物館がいかにかに支持されていないかが明らかになったといえる。

一方国レベルでも博物館に対する風当たりは急に強くなっている。まず、平成30年1月22日、日本学術会議・日本博物館協会が主催する博物館法改正に関するシンポジウムが開かれ、学芸員の資格を修士以上とし、研究職としての地位を獲得すること、この修士は各自の研究専門分野のみを対象とするもので、博物館学などは必要ではなく、よって学芸員の資格も必要ではなくなる。といった過激な意見がオーソライズされた。これに対し、大学での博物館学芸員養成課程のありかたを検討する全国大学博物館講座協議会は何の反応もしていない。また、2月22日文部科学省は、「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループを設け、3月29日、文部科学大臣は、公民館・図書館・博物館の首長部局への移管の検討を中央教育審議会に諮問した。これに対し4月16日、図書館問題研究会、文部科学省および中央教育審議会に「図書館の所管に係る要望書」を提出し反対したが、博物館は無反応のままである。7月9日、中教審は特例による移管を可能とする答申をする。

一方文化庁は4月17日「アート市場の活性化に向けて」を発表し、冒頭で述べた資料の売却を含んだリーディング・ミュージアム構想を明らかにする。6月19日全国美術館会議は反対の声明を発表するが、博物館系の学会はやはり無反応。筆者は6月に博物館系の学会に3つも出たが、こうした風雲急を告げる状態に何の検討もなかった。

船橋市のように、先駆けて首長部局で博物館を統括し、地域の活性化に役立ち、地方創生に資する形態が先駆けであるということもできよう。ただしこの博物館には学芸員はいない。1月のシンポジウムで論議された学芸員資格不要論をこれまた先駆けて体现しているとみることができる。今回の博物館法改正は登録制度の見直しを前面にしているが、実際は学芸員制度の問題であり、博物館は教育的要素を失っていくものと判断できる。すなわち、博物館は生涯学

習施設ではなく、実質観光施設となり、地方創生に貢献するしか、そして学芸員を自ら否定する。それしか生き残る道はないのであろうか？

確かに博物館は変わらなければならない。「知識」の動機づけとして「感動」を用い、「体験」による深化を利用者そのものが自覚する必要がある。まず入口として「感動」を与え、利用者の満足度を得るために「体験」をさせなければならない。

しかし、問題は「資料」である。これを等閑視して物事が進んでいる。最後に残るのは「資料」の力であるのに。博物館は、50年先100年先のための地域資料のタイムカプセルであることは間違いない。しかし、文化財の伝承の基軸としてもっと活躍すべきであるし、その前に文化財の魅力を発信するものでなくてはならないのである。それが本当の「地方創生」であると筆者は考えている。

註

- (1) 文化庁「平成30年度文化庁予算の概要」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/index.htm
2018/07/08アクセス

- (2) UNESCO、Council of Europe Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society I (ICOM日本委員会訳／監修：林業央、協力：福野明子、五月女賢司、宮原愛佳 2015)

- (3) 文化庁「文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDPの拡大）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/jjkaigou/dai44/siryou10>
2017.8.29アクセス

- (4) 文化庁「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html> 2018.7.6アクセス

- (5) 文化庁 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の改訂について（通知）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/1401204.html> 2018.6.3

アクセス

- (6) 文化庁「文化芸術資源を活用した経済活性化（文化GDPの拡大）」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/jjkaigou/dai44/siryou10>.
2017.8.29アクセス
- (7) 文化庁「文化審議会文化財分科会企画調査会（第3回）議事次第」
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/03/>
2017.8.29アクセス
- (8) 文化庁「文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめの取りまとめ及び意見募集の実施について」
http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2017083101.
2017.9.1アクセス
- (9) 文化庁「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/07/pdf/shiryo_4.pdf 2017.8.31アクセス
- (10) デービット・アトキンソン『新観光立国論』（東洋経済新報社 2016）同『国宝消滅 イギリス人アナリストが警告する「文化」と「経済」の危機』（東洋経済新報社 2017）
- (11) 文化庁（2014）「平成26年度地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業募集案内」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/.../kyodo/
2017.8.26アクセス
- (12) 文化庁（2017）「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」の公募」
http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/kaku/2017.8.26
アクセス
- (13) 千葉県茂原市「茂原市まち・ひと・しごと共生」
<https://www.city.mobara.chiba.jp/cmsfiles/contents/2017.8.27>アクセス
- (14) 千葉県船橋市「船橋市まち・ひと・しごと創生」
http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/keikaku/009/p035822_d/fil/sougousenryaku.pdf 2017.8.27アクセス
- (15) 千葉県船橋市「第4回船橋市美術館運営等検討委員会会議録」
<http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0112/kentou>

[kaigiroku_h2504.htm](#) 2017.8.27アクセス

(16) 千葉県総務部行政改革推進課「公の施設の見直しについて」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/.../minaoshihoushin-h28.html>

2018.7.12アクセス

(17) 千葉県教育庁教育振興部文化財課「県立美術館・博物館の見直しについて」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/bunkazai/> 2018,7,9アクセス

(すがね ゆきひろ 本学教授)